

# 第1章 計画の概念と理念

## 1.計画の趣旨

### (1)背景

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。」と掲げられました。またこれを受け、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、「市町村及び組合は(中略)健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。」と定められました。その後、平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」において、データヘルス計画の標準化等の取り組みの推進が掲げられ、令和4年12月の経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」では、データヘルス計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切なKPI※の設定を推進するとの方針が示されました。このように、現在全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められており、また効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取り組みや評価指標の設定の推進についても求められています。

市町村国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資するものと考えられます。第3期安城市国民健康保険データヘルス計画(保健事業実施計画)(以下「本計画」という。)は、第1期及び第2期データヘルス計画における実施結果等を踏まえ、PDCAサイクルに沿った保健事業の展開、達成すべき目標やその指標等を定めたものです。本計画の推進に当たっては、医療介護分野における連携を強化し、地域の実情に根差したきめ細かな支援の実現を目指し、地域で一体となって被保険者を支える地域包括ケアの充実・強化に努めるものとします。

本市における第1期及び第2期計画の取り組みでは、自らの健康意識を高めるとともに、健康づくりを継続的に支援し、重症化予防のための早期受診や、医療費負担軽減を促進する等、総合的な健康施策に取り組んできたところです。

この第2期計画の計画期間が令和5年度で終了するため、第2期計画の評価を踏まえ、データ分析等により、新たに取り組む健康課題の把握、事業の優先順位の検討、事業実施のための協議を関係者と行い、本計画を策定しました。

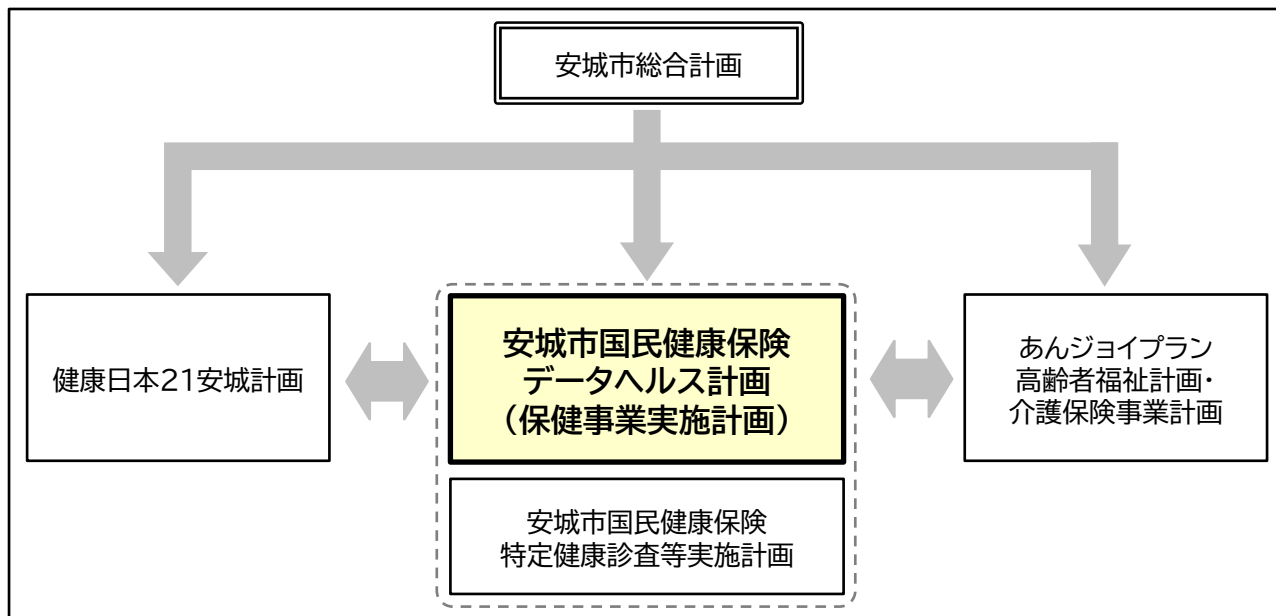
なお、次期安城市総合計画においては、健康保険に関する取り組みとして、国民健康保険では健診データ等を活用した生活習慣病の重症化を防ぐ取り組み等により医療費の抑制に努め、健康管理の支援をするとともに、健康づくりの機会の拡充や継続的な健康づくりのできる体制整備を実施します。

※KPI…Key Performance Indicatorの略称。重要業績評価指標。

## (2) 計画の趣旨と関連計画

本計画は、国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」に示された基本方針を踏まえ、「安城市総合計画」を上位計画とし、「あんジョイプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」等の評価指標を用いる等、それぞれの計画内容と整合を図るものとします。

### 計画の位置づけ



## 2.計画期間

---

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

## 3.実施体制・関係者連携

---

### (1)保険者内の連携体制の確保

安城市国民健康保険における健康課題の分析や計画の策定、保健事業の実施、評価等は、保健衛生部局等の関係部局や愛知県健康医務部、保健所、愛知県国民健康保険団体連合会等の関係機関の協力を得て、国保部局が主体となって行います。国民健康保険には幅広い年代の被保険者が属し、その健康課題もさまざまであることから、後期高齢者医療部局や介護保険部局、生活保護部局(福祉事務所等)等と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開します。

国保部局は、研修等による職員の資質向上に努め、計画期間を通じてPDCAサイクルに沿った計画運用ができるよう、体制を確保します。

### (2)関係機関との連携

計画の実効性を高めるためには、関係機関との連携・協力が重要となります。共同保険者である愛知県のほか、愛知県国民健康保険団体連合会や連合会内に設置される支援・評価委員会、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係者等、保険者協議会、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関等の社会資源と健康課題を共有し、連携強化に努めます。

また、計画は、被保険者の健康保持増進が最終的な目標であり、被保険者自身が主体的、積極的に健康づくりに取り組むことが重要であることから、広報などを活用した周知啓発の実施、安城市国民健康保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)において被保険者を委員に選定する等、被保険者が議論に参画できる体制を構築し、被保険者の意見反映に努めます。

### (3)計画の策定方法

この計画の策定にあたっては、関係者との協議、被保険者・医師等の専門家及び学識経験者等から成る運営協議会の審議を実施し、意見を反映しました。

また、第1期及び第2期計画の評価及び第3期計画策定のための分析等については、愛知県国民健康保険団体連合会に設置された、専門家等から構成される保健事業支援・評価委員会の支援を受け、本計画を策定しています。

## 4.基本理念と計画の体系

本市が目指すまちの姿として、「誰もが健康で文化的な生活を享受し、生涯にわたり生きがいを持ち、住み慣れた地域で、孤立することなく共に支え合い、安心して生活できる地域共生のまち」、「市民一人ひとりが、心身の健康への意識を高め、生涯を通じて健康づくりに取り組み、健やかに自分らしく生活できるまち」を目指しています。

### 基本理念

## 「健康」と「安心」を支えあう みんなの保健

健康

「健康」と「幸せ」には深い関係があり、多くの人が自分や家族がいつまでも健康で自立した生活を送ることを願っています。

安心

人は誰でも病気やけがをします。誰もが安心して医療サービスを受けられるための制度が国民健康保険です。

保健

医療保険者(安城市)の果たすべき大切な役割の一つが被保険者の「健康」を「保つ」ことです。健康を保つことは医療費の適正化につながり、保険税など被保険者の負担を抑えることができます。

保険者には、被保険者の疾病等に関する給付を行うこと及び被保険者の健康保持推進のために必要な事業を行う役割などがあります。安城市では2つの基本方針の下、健康課題を解決するための事業方針を定めます。

